

氏 名	ジョン 鄭 賢 珠
学位(専攻分野)	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	文 博 第 369 号
学位授与の日付	平 成 18 年 7 月 24 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研 究 科 ・ 専 攻	文 学 研 究 科 歴 史 文 化 学 専 攻
学 位 論 文 題 目	『近代日本教育行政における人事体制』

論文調査委員 (主 査) 教 授 藤 井 讓 治 教 授 鎌 田 元 一 教 授 永 井 和

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、明治中後期における文部省高等官（文部次官以下奏任官以上の高等官）経験者の陣容、経歴、異動を分析対象とすることで、近代日本における文部省人事体制の解明を試みたものである。

文部省高等官に関する研究は、教育行政の基盤を究明するに際し不可欠である。しかし、専門官僚としての文部省高等官を分析した研究は、文部省視学官や文部技師を対象としたものに限定され、それ以外の文部省高等官は捨象されてきたといっても過言ではない。文部省高等官に関する研究蓄積が少ない背景には、文部省高等官は、個性の強い文部大臣や、他の省庁人事によって左右される従属的なものとする認識がこれまで支配的だったためと考えられる。

既往的教育行政史の研究対象は、初代文部大臣森有礼や伊藤博文のブレインとして知られている井上毅などの個性の強い文部大臣の「事跡史」に集中している。それゆえ、文部省首脳部に対する先行研究の認識は、森や井上文政期の限定されたイメージを、普遍的な文部省首脳部のイメージに重ね合わせたものにすぎない。なお、従来の文部大臣評価は、文部省高等官との連携や教育界との妥協が求められていた点を軽視し、政治力などの個人的な能力だけで語られがちであった。

一方、文部省が幹部職員を独自に採用するルールがないため、文部省首脳部には、治安的な発想だけを持つ内務省からの出向者があてられ、教育行政も治安的な発想のもとに行われたという認識も根強い。

こうした認識に対し、本論文では、文部省と他の省庁との横断的な人事異動は困難であり、人事における文部大臣の影響力は限定されていたことを明らかにする。文部省にも、専門官僚が存在し、日本の官僚制の特徴とされる、省庁ごとに積極的に管轄を行うセクショナリズムの基盤となっていたのである。

序章では、上記のような従来の文部官僚研究の欠陥を指摘し、かつ文部省高等官の存在を浮き彫りにし、それが教育行政の展開の軸となることを提示するための研究方法と視角を述べる。

文部省高等官を研究対象にすえることは、文部行政が継続性を保った条件を解く鍵となる。文部省成立によって統一的な行政が可能になったとはいえ、文部大臣の交代が頻繁に行われ、ややもすれば、政策にも影響が及ぶ環境のなか、なぜ継続的な文部行政が可能となったのか、を文部省高等官の動向に注目することで明らかにする。のみならず、今後、教育行政史の視点を、従来の法令の作成過程に偏った段階をこえて、予算成立過程、他の官庁との調整過程へと広げ、また文部省が地方の教育などをどのように統轄したのかを明らかにする糸口を求め、ひいては、近代日本の教育行政を、「文部大臣の功績史」とでもいうべき把握ではなく、より根底から構造的に解明することが可能となる。

文部省人事を規定する制度と陣容の時系列的な変化を明らかにするためには、各種『職員録』、官僚の履歴に関する史料、個人史料（日記、書簡、回顧録、著書）が不可欠である。しかし、現状では個人情報保護法の未整備もあり、主に官僚の履歴に関する史料の利用は困難である。したがって、次の二つのアプローチを行う。

第一に、各年度の『官員録』・『職員録』所載の人事情報を整理したうえで、高等官経歴者の官歴を、文部省／諸学校長（帝大教授も含む）／地方官庁（地方行政、知事）／他省（文部省以外の中央官庁）に類型化する。

第二に、高等官の人事慣行や人事制度が省外部からの変化、たとえば、有力な大臣の登場、政党進出、有資格者（高等文官試験合格者）の登用などのなかで、どのように確立されていくのかという点を追及する。高等官の陣容変化のデータをもとに、大臣の交迭とともに人員異動が多い時期、有資格者が大量の局長以上のクラスに登場する時期を特定し、その時期を中心に分析を行う。分析対象が実務官僚であるがゆえに、個人史料の発掘が難しい。そのため、文部省高等官の自叙伝や教育雑誌に掲載されている談論、文部行政関係者に関する同時代の人物評論を検討し、活用する。

以上の史料や方法にもとづき、本論文は、四章で構成されている。

第一章では、明治中後期（明治19年～明治45年）における文部省官制改正や人事変動の展開を分析する。文部省高等官に関する制度的な枠組みや、採用の実態と構成員の異動を検討することで、文部省高等官に教育現場・教育事務経験者が登用される傾向が強かったことを明らかにし、既往の「内務省出向説」などの妥当性を問う。明治中後期における文部省高等官就任者には、他の省庁から横滑りで入省する者が少なく、その人事に対して文部大臣の影響力も限定されていた。文部省には、文部省内部でキャリアを積む人物や教育現場経験者を高等官にする慣行が根強く、だからこそ、文教経験のない官僚の登用や、政党员の入省に際して、高等官自身は「教育島」の経歴を強調し、自己規定しながら、「異分子」を排除しようとしたのである。

第二章では、文部省歴代大臣の中でもほとんど評価されることがなかった蜂須賀茂韶文政期（明治29年9月～明治30年11月）の内紛の経緯と影響を考察する。この作業を通して、文部行政の担い手に要求された資質への論理がどのような背景のなかで形成され、拡大されていくのか、を再考する。具体的には、第二次松方正義内閣の文部大臣選任過程から、蜂須賀茂韶文相就任後に起きた文部省紛擾までの過程を分析する。当該時期の文部省紛擾とは、文部省高等官に「行政練達士」が入ることへの反発によるものであったが、その収拾過程のなかで、文部省高等官人事をめぐる独自の慣行が強まっていく。そして、この時期を経て、文部行政の担い手に教育専門知識や経験を要求する論理が普遍化され、以後の人事にも影響を与えたと考えられる。

第三章では、地方庁で教育に関する事項を専担する長である府県視学官の設置（明治32年6月）や運営をめぐる論議を検討する。帝国議会における予算案審議記録、閣議文書、教育関係雑誌を通じて、文部省の予算で新設される同官職の移管・廃止・再設置の背景を考察し、近代日本の教育を教育行政の内務行政への従属とする理解を再考する。府県視学官制度の移管（明治35年度予算以降、文部省から内務省管轄へ）・廃止（明治38年）・再設置（大正2年6月）などの背景には、教育専門家の行政参加をどこまで許容するのかという文部省と内務省との方針の相違があった。文部省は、地方教育行政を文部省主導で行うために、府県視学官の移管・廃止・再設置後にも地方教育行政担当者の資格を規定することを主張し、特別任用令によって選抜された専任の地方視学官設置（昭和3年）へとどり着く。近代日本の教育を、教育行政の内務行政への従属ととらえる旧来の理解は、一般行政とは別に独自の行政ルートをつくらず、地方官体系を前提にした上で、教育専門家の行政参加を促すという文部省の意図を見落とした、誤った認識であるといえる。

第四章では、明治30年以降強まっていた文部省人事の「縄張り」の中身が、明治36年の内閣の文部省廃止論と、それに対応する文部省高等官や教育界による廃止反対運動を経てどのように変更されていったのかを考える。文部省の局長に高等文官試験の合格者が登用されるのは、明治38年以降（文部省専門学務局長に福原鎌二郎、翌年普通学務局長に白仁武が就任）である。興味深いのは、久保田譲文部大臣（明治36年9月～明治38年12月）や牧野伸顕文部大臣（明治39年3月～明治41年7月）のように、文部行政が一般行政と違うことを強調し、人事更迭を最小限に抑制するなかで、このような変化がもたらされたことにある。いわゆる学者大臣（菊池大麓）に替わって、大学や直轄学校から距離をおく教育事務経験者大臣が就任し、文部省首脳部も教育現場の経歴をもたない事務官一途の高等官で構成されることで、教育家とも一線を画く「教育行政家」を顕示させる。局長・次官クラスに、教育現場の経験がない事務官が登用される1900年代の文部省人事の変換は、人事システムの発達過程とみることができる。

文部省の人事体制においては、明治30年と明治38～39年が大きな画期である。明治30年には、教育現場経験や知識が高等官の資質として強調され、明治38～39年には、事務系統の人物によって文部省首脳部が構成される。前者の画期は、文部省が教育界を収攬しようとする意図の強かった時期、後者は、文部省が教育界を無視できぬまでも、一定の距離をおくようになった時期にあたる。すなわち、文部省は他の省庁とは一線を画し、人事面において独立性を維持する一方で、内閣のなか

で孤立することを避けるために行政家という色合いをだすことになったのである。

終章では、本論文に残されている課題について述べる。第一は、文部省高等官の活動、すなわち、他省庁、地方官庁、学校・学校長、との交渉活動や教育ジャーナル、内閣や政党、教育界での活動（活動形態として出張、海外派遣、演説・講演、教育会参加、著述活動）を把握することである。また、戦前の教育家と教育行政家との間に明確な線引きはできない。したがって、第二、直轄学校長の活動（地域における直轄学校長の役割、中央の政策への関与）へ視野を広げる必要があることを指摘する。

本論文は、教育史研究で捨象されてきた文部省高等官を研究対象にすえ、なかでも人事の展開構造を明らかにしたものである。こうした作業を通じて、大蔵省や外務省には遅れるものの、文部省においても主にその組織の内部でキャリアを積む専門官僚が、すでに明治期に形成されていた状況が明らかとなった。

論文審査の結果の要旨

本論文は、明治中後期における文部省高等官経験者の陣容、経歴、異動を分析することで、近代日本における文部省人事体制のあり方とその特質とを解明しようとしたものである。

日本近代の教育制度や教育政策についての研究は膨大な量にのぼっているが、教育行政の担い手であった文部官僚の人事制度や官僚集団そのものについての研究はほとんどなかったといってよい。いっぽう教育史とは別個の流れを構成してきた官僚制研究の領域においても、二流官庁扱いされて影の薄い文部省は、研究対象としてかえりみられることが少なかった。本論文は、文官の試験任用制度が成立した明治中期から明治末までの文部省高級官僚についての最初の包括的な研究であり、研究史上の空白を埋める労作である。

第一章では、『職員録』などから作成した官僚データベースをもとに、当該期の文部省高級官僚の構成が多面的に分析される。局長・次官クラスの官僚の学歴・職歴をたんねんに追うことで、日露戦争以前には、試験制度導入以前に判任官で入省した文部省一筋の「たたきあげ組」や帝国大学教授や官立学校の学校長が、次官・局長に多数就任していたこと、また日露戦争後には高等文官試験合格組が上級ポストに就任するようになるが、その場合でもかならず府県で地方教育行政に従事した経験をもつものが選ばれており、しかも文部省に配属後、欧米に留学し、教育行政専門家としての特別の研修を受けていたことが明らかにされる。つまり、「教育行政の担い手は教育専門家であるべし」という原則が一貫して機能していたことが、人事の実例から帰納されている。この点は、本論文の大きな成果である。

第二章では、第二次松方内閣の蜂須賀茂韶文相の省内人事が分析の対象とされる。それまで教育行政とはまったく無縁であった蜂須賀は、「教育専門の事に幾分か知識を欠くも行政練達の士を挙ぐるを可とす」との論理から、教育行政の経験をもたない長州閥系の内務官僚を次官と局長に起用した。この前例のない人事は、「教育島」意識に由来する省内外の強い反対をよびおこし、蜂須賀は逆に辞任に追い込まれることになった。蜂須賀人事とその失敗が「教育行政の担い手は教育専門家であるべし」とする理念と「教育行政は一般行政の一部である」とする理念との対抗関係においてとらえられているのである。なおこの章では、当初松方首相が文相候補に擬したのはじつは近衛篤磨であり、その近衛が明治天皇の反対もあって、就任を固辞したため、かわりに貴族院議長に近衛を据えようとした松方が、ポストを空けるために現任議長である蜂須賀を文相に奏薦したという興味深い経緯も明らかにされている。

第三章では、同じ対抗関係の論理で、地方視学官の設置（明治32年）から廃止（明治38年）にいたる過程が分析される。地方視学制度については教育史の分野でかなりの研究蓄積があるが、教育行政の担い手をめぐる二つの路線の対立構図にそって、このテーマに接近したのは、本研究がはじめてであろう。文部省は、「教育事業に通曉する専任学務官」である視学官の設置を、教育行政の一般内務行政からの独立を求めてきた教育界の強い要望を背景に、実現させた。しかしながら、日露戦争前の財政難とそれに由来する行財政整理の圧力の前に、文部省は後退をかさね、教科書疑獄事件を機に視学官の廃止にいたる。その政治過程を大蔵・内務省と文部省の対立にとどまらず、教育界の視学官廃止反対運動にまで視野を広げて、詳細に分析したところに本論文のメリットがある。

第四章では、教科書疑獄事件後の文部省廃止をめぐる政治過程と文部省高級官僚の人事体制の転換とが検証される。菊池大麓文相が辞任したあと、文相を兼任した内務大臣児玉源太郎は、文部省を廃止して教育行政を内務省に吸収することを考

えていた。この動きを察知した文部省およびその OB と教育界は、教育行政の独自性を主張して、猛然と廃止反対運動を展開する。この反対運動の圧力の前に、桂首相は廃止をあきらめ、文部省 OB の久保田譲を専任文相にすえた。教育行政の特殊性を認めない立場は、地方視学官の廃止には成功したが、文部省の廃止までにはいたらなかった。その結果、地方教育行政は内務省、中央教育行政は文部省という任務分担が日露戦争後に定着し、固定化するにいたったのである。これが本章の前半部分である。後半部分では、日露戦争前後に教育界から事務系統の人物が高等官に就くという昇進システムが定着し、固定化したことを検証する。通説では、これをもって帝国大学法科出身の高等文官試験合格者による官界の制覇とみなすが、本論文では、これらの文部官僚が共通して各府県で教育行政に従事、また文部省配属後いずれも欧米に派遣され教育制度や教育行政について学んでいる事実に着目し、「教育行政の担い手は教育専門家であるべし」という理念が、変形されながらもなお維持されていると、結論している。

文部省高級官僚の人事体制の変化を「教育行政の担い手は教育専門家であるべし」という理念と「教育行政は一般行政の一部である」という理念の対抗関係の展開として描き出す本論文の論理は、明快で説得的である。しかし前者の理念が貫徹しないで終わってしまう要因についての説明には、やや不十分な点が見られる。また日露戦争前後の人事体制の転換を論じる際に、文官任用令とその改正とが及ぼした影響について分析がなされていないのは、残念である。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2006年7月6日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。